

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 28 年 4 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

<b>1 統計調査の承認等の状況（総括表）</b>	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
<b>2 一般統計調査の承認</b>	5
衛生行政報告例（厚生労働省）	5
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（厚生労働省）	6
職種別民間給与実態調査（人事院）	7
民間企業における役員報酬（給与）調査（人事院）	11
子供の学習費調査（文部科学省）	13
<b>3 届出統計調査の受理</b>	15
<b>（1）新規</b>	15
広島県女性活躍推進企業実態調査（広島県）	15
群馬県北部地域「人の動き」実態調査（群馬県）	16
中小企業等労働条件実態調査（青森県）	18
市内企業実態調査（大阪市）	19
職種別民間給与実態調査付帯調査（長野県）	20
成人期口腔ケア推進事業調査（愛知県）	21
子どもの育ちと保護者意識に関する調査（名古屋市）	22
<b>（2）変更</b>	23
ばい煙排出実態把握調査（北九州市）	23
中小企業景況調査（愛知県）	24
給与、勤務条件等に関する調査（広島県）	25
産業廃棄物経年変化実態調査（東京都）	26
職種別民間給与実態調査付帯調査（新潟県・新潟市）	28
職種別民間給与実態調査付帯調査（岐阜県）	29
県民歯科疾患実態調査（鳥取県）	30
佐賀県労働条件等実態調査（佐賀県）	31
職種別民間給与実態調査付帯調査（大阪市）	32
大阪府景気観測調査（大阪府）	34

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法(昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。)第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法(平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。)により廃止された統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階(平成21年4月1日)で引き続き作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。

## 基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
該当なし			

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

## 一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H28.4.13	衛生行政報告例	厚生労働大臣
H28.4.15	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	厚生労働大臣
H28.4.21	職種別民間給与実態調査	人事院総裁
H28.4.26	民間企業における役員報酬（給与）調査	人事院総裁
H28.4.27	子供の学習費調査	文部科学大臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H28.4.1	広島県女性活躍推進企業実態調査	広島県知事
H28.4.11	群馬県北部地域「人の動き」実態調査	群馬県知事
H28.4.13	中小企業等労働条件実態調査	青森県知事
H28.4.15	市内企業実態調査	大阪市長
H28.4.22	職種別民間給与実態調査付帯調査	長野県人事委員会事務局長
H28.4.25	成人期口腔ケア推進事業調査	愛知県知事
H28.4.26	子どもの育ちと保護者意識に関する調査	名古屋市長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

( 2 ) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H28.4.13	ばい煙排出実態把握調査	北 九 州 市 長
H28.4.18	中小企業景況調査	愛 知 県 知 事
H28.4.18	給与、勤務条件等に関する調査	広島県人事委員会委員長
H28.4.21	産業廃棄物経年変化実態調査	東 京 都 知 事
H28.4.22	職種別民間給与実態調査附帯調査	新潟県人事委員会委員長 新潟市人事委員会委員長
H28.4.22	職種別民間給与実態調査附帯調査	岐阜県人事委員会委員長
H28.4.25	県民歯科疾患実態調査	鳥 取 県 知 事
H28.4.25	佐賀県労働条件等実態調査	佐 賀 県 知 事
H28.4.25	職種別民間給与実態調査 附帯調査	大阪市人事委員会委員長
H28.4.27	大阪府景気観測調査	大 阪 府 知 事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

## 一般統計調査の承認

【調査名】 衛生行政報告例

【承認年月日】 平成 28 年 4 月 13 日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課

【目的】 衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を把握し、国及び地方公共団体の衛生行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 衛生行政報告例報告表

【公表】 《概況》インターネット、《統計表》インターネット及び印刷物（隔年報については調査対象年の翌年 7 月、年度報については調査対象年度の翌年度 10 月）

### 1 - 衛生行政報告例報告表

【調査対象】 （地域）全国 （単位）行政機関 （属性）都道府県、指定都市、中核市（抽出枠）都道府県、指定都市、中核市

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）114（都道府県 47、指定都市 20、中核市 47）（配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）《年度報》年度末現在又は年度当初～年度末、《隔年報》年末現在 （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期間】 （周期）《年度報》年、《隔年報》2 年 （提出期限）《年度報》調査対象年度の翌年度 5 月末日、《隔年報》調査対象年の翌年 2 月末日

【調査事項】 1．精神保健福祉関係、2．栄養関係、3．衛生検査関係、4．生活衛生関係、5．食品衛生関係、6．乳肉衛生関係、7．医療関係、8．薬事関係、9．母体保護関係、10．特定医療（指定難病）・特定疾患関係、11．狂犬病予防関係



【調査名】 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査

【承認年月日】 平成 28 年 4 月 15 日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局保護課

【目的】 我が国の一般世帯及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活保護の受給世帯の生活実態及び生活意識を把握し、今後の生活保護制度の見直しに係る、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（一般世帯用調査票） 2 - 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（社会保障生計調査世帯票）

【公表】 インターネット及び印刷物（厚生労働省ホームページ及び e-Stat）（一般世帯用調査票：平成 30 年 3 月、社会保障生計調査世帯票：平成 29 年 7 月）

#### 1 - 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（一般世帯用調査票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）平成 28 年国民生活基礎調査（大規模調査）で所得票及び貯蓄票が配布される 2,000 単位区から無作為抽出した 1,640 単位区内の全ての世帯（抽出枠）平成 28 年国民生活基礎調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数 / 母集団数）32,800 / 約 50,431,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成 28 年 7 月 1 日現在（但し、1 週間の就業時間については、7 月 1 日～7 月 7 日）（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （市・特別区及び福祉事務所を設置する町村） - 福祉事務所 - 調査員 - 世帯

【周期・期間】（周期）1 回限り（提出期限）平成 28 年 8 月 31 日

【調査事項】 1. 家庭の状況（世帯類型）、2. 家庭の生活実態及び生活意識（普段の生活、耐久財の保有状況、親族・近隣とのおつきあい、レジャーや社会参加、家計の状況、育児・子育て・子どもの教育）

#### 2 - 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（社会保障生計調査世帯票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）平成 28 年度社会保障生計調査（一般統計調査）の報告者となっている被保護世帯（抽出枠）平成 28 年度社会保障生計調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数 / 母集団数）1,110 / 約 1,632,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成 28 年 7 月 1 日現在（但し、1 週間の就業時間については、7 月 1 日～7 月 7 日）（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （市・特別区及び福祉事務所を設置する町村） - 福祉事務所 - 調査員 - 世帯

【周期・期間】（周期）1 回限り（提出期限）平成 28 年 8 月 31 日

【調査事項】 1. 家庭の状況（住居、配偶者、金融資産、学歴、健康状態、就労状況）

- 2 . 家庭の生活実態及び生活意識（普段の生活、耐久財の保有状況、親族・近隣とおつきあい、レジャーや社会参加、家計の状況、育児・子育て・子どもの教育）

【調査名】 職種別民間給与実態調査

【承認年月日】 平成 28 年 4 月 21 日

【実施機関】 人事院事務総局給与局給与第一課

【目的】 適正な公務員給与の検討を行うための基礎資料として、公務と共通する職務に従事する民間事業所の従業員に係る給与の実態を把握することを目的とする。

【沿革】 昭和 23 年 7 月に第 1 回が行われ、毎年 1 回（昭和 25 年のみ 2 回）実施されている。昭和 39 年までは事業所規模 50 人以上を調査対象としていたが、経済成長による民間企業の規模構成の変化等に応じ、昭和 40 年以降は、事業所規模 50 人以上かつ企業規模 100 人以上を対象に調査している。その後、平成 18 年以降は企業規模を従業員 50 人以上に引き下げて調査を実施している。なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1 - 事業所票（1） 2 - 事業所票（2） 3 - 初任給調査票 4 - 個人票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の 8 月、詳細：調査実施年の 10 月）

#### 1 - 事業所票（1）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）毎年 4 月分の最終給与締切日現在において、次の 及び に掲げる条件をいずれも満たす事業所。 企業規模が従業員 50 人以上であり、かつ、事業所規模が従業員 50 人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。（1）政府機関及びその関係機関、（2）地方公共団体及びその関係機関、（3）大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、（4）企業組合等、 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）約 11,700 / 約 53,400 （配布）職員 （収集）職員 （記入）他計 （把握時）調査年 4 月分の最終給与締切日現在（給与・賞与・手当については、4 月遡及改定を含む。）（系統）人事院 - 人事院地方事務局（所）及び都道府県・政令指定都市・特別区・和歌山市人事委員会 - 報告者

【周期・期間】 （周期）1 年 （実施期間）毎年 5 月 1 日～ 7 月下旬

【調査事項】 1. 事業所名、2. 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額（調査の前年8月から調査実施年の7月までの状況）、3. 「2」の該当月及び調査実施年4月のきまって支給する給与の支給従業員数及び支給総額

## 2 - 事業所票（2）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の及びに掲げる条件をいずれも満たす事業所。企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。（1）政府機関及びその関係機関、（2）地方公共団体及びその関係機関、（3）大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、（4）企業組合等、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数/母集団数）約11,700/約53,400（配布）職員（収集）職員（記入）他計（把握時）調査年4月分の最終給与締切日現在（給与・賞与・手当については、4月遡及改定を含む。）（系統）人事院 - 人事院地方事務局（所）及び都道府県・政令指定都市・特別区・和歌山市人事委員会 - 報告者

【周期・期間】（周期）1年（実施期間）毎年5月1日～7月下旬

【調査事項】 1. 本年の給与改定及び賞与の支給の状況等、2. 住宅手当の支給状況等、3. 時間外労働の割増賃金率の状況、4. 家族手当の支給状況、5. 定年退職後の継続雇用制度等の状況

## 3 - 初任給調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の及びに掲げる条件をいずれも満たす事業所。企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。（1）政府機関及びその関係機関、（2）地方公共団体及びその関係機関、（3）大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、（4）企業組合等、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、

「卸売業，小売業」，「金融業，保険業」，「不動産業，物品賃貸業」，「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「教育，学習支援業」，「医療，福祉」，「複合サービス事業」，「サービス業」（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数/母集団数）約 11,700 / 約 53,400（配布）職員（取集）職員（記入）他計（把握時）調査年 4 月分の最終給与締切日現在（給与・賞与・手当については、4 月遡及改定を含む。）（系統）人事院 - 人事院地方事務局(所)及び都道府県・政令指定都市・特別区・和歌山市人事委員会 - 報告者

【周期・期間】（周期）1 年（実施期間）毎年 5 月 1 日～ 7 月下旬

【調査事項】 1．本年の採用状況、 2．職種別・学歴別の採用者数及び初任給月額

#### 4 - 個人票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）毎年 4 月分の最終給与締切日現在において、次の及びに掲げる条件をいずれも満たす事業所。企業規模が従業員 50 人以上であり、かつ、事業所規模が従業員 50 人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。(1) 政府機関及びその関係機関、(2) 地方公共団体及びその関係機関、(3) 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、(4) 企業組合等、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業，林業」，「漁業」，「鉱業，採石業，砂利採取業」，「建設業」，「製造業」，「電気・ガス・熱供給・水道業」，「情報通信業」，「運輸業，郵便業」，「卸売業，小売業」，「金融業，保険業」，「不動産業，物品賃貸業」，「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「教育，学習支援業」，「医療，福祉」，「複合サービス事業」，「サービス業」（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数/母集団数）約 11,700 / 約 53,400（配布）職員（取集）職員（記入）他計（把握時）調査年 4 月分の最終給与締切日現在（給与・賞与・手当については、4 月遡及改定を含む。）（系統）人事院 - 人事院地方事務局(所)及び都道府県・政令指定都市・特別区・和歌山市人事委員会 - 報告者

【周期・期間】（周期）1 年（実施期間）毎年 5 月 1 日～ 7 月下旬

【調査事項】 個々の職種別の従業員に係る以下の事項 1．年齢、学歴、性、 2．きまって支給する給与総額、 3．時間外手当額、 4．通勤手当額

【調査名】 民間企業における役員報酬（給与）調査

【承認年月日】 平成 28 年 4 月 26 日

【実施機関】 人事院事務総局給与局給与第二課

【目的】 国家公務員指定職俸給表の適用を受ける職員の給与を総合的に検討するための資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和 35 年から開始された。なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。平成 26 年度に実施する調査から、役員の退職慰労金調査を廃止し、調査名を変更している。

【調査の構成】 1 - 調査票 A（役員報酬（給与）調査） 2 - 調査票 B（役員報酬（給与）調査） 指名委員会等設置会社用

【公表】 インターネット（原則、非公表であるが、毎年 8 月の人事院勧告の参考資料として調査結果の一部を人事院ホームページで公表）

#### 1 - 調査票 A（役員報酬（給与）調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）企業規模 500 人以上の企業の本社であって、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。（医療法人・学校法人等を除く）「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査で作成している母集団名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数 / 母集団数）3,500 / 3,900 （配布）郵送・職員 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査年の前年 1 年間 （系統）人事院 - 報告者

【周期・期間】 （周期）1 年 （実施期間）毎年 5 月上旬～ 6 月末日

【調査事項】 1 . 企業の名称、常勤従業員数、常勤の取締役数、産業大分類及び所在地域、2 . 調査の前年（以下この調査において「前年」という。）における役員別年間報酬総額（賞与等を含む）及び人数、3 . 前年における給与等の改定状況等（1）前年 1 月から 12 月までの間の報酬（給与）月額改定状況、（2）報酬（給与）月額のカット状況、（3）前年の年間賞与の支給状況、4 . 調査年における給与等の改定状況等（1）調査年 1 月以降の報酬（給与）月額改定状況及びカット状況（予定を含む。）（2）調査年の年間賞与の

支給予定、5 . 前年の年間賞与額、前年 12 月分の報酬（給与）月額等、6 . 役員退職慰労金の報酬繰入れ状況、7 . 執行役員の契約関係等（5 年周期で調査）

## 2 - 調査票 B（役員報酬（給与）調査） 指名委員会等設置会社用

**【調査対象】**（地域）全国（単位）企業（属性）企業規模 500 人以上の企業の本社であって、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。（医療法人・学校法人等を除く）「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査で作成している母集団名簿

**【調査方法】**（選定）無作為抽出（客体数 / 母集団数）3,500 / 3,900（配布）郵送・職員（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査年の前年 1 年間（系統）人事院 - 報告者

**【周期・期間】**（周期）1 年（実施期間）毎年 5 月上旬～ 6 月末日

**【調査事項】** 1 . 企業の名称、常勤従業員数、常勤の取締役数、産業大分類及び所在地域、2 . 前年における役名別年間報酬総額（賞与等を含む）及び人数、3 . 前年における給与等の改定状況等（1）前年 1 月から 12 月までの間の報酬（給与）月額の改定状況、（2）報酬（給与）月額のカット状況、（3）前年の年間賞与の支給状況、4 . 調査年における給与等の改定状況等（1）調査年 1 月以降の報酬（給与）月額の改定状況及びカット状況（予定を含む。）（2）調査年の年間賞与の支給予定、5 . 前年の年間賞与額、前年 12 月分の報酬（給与）月額等、6 . 役員退職慰労金の報酬繰入れ状況

【調査名】 子供の学習費調査

【承認年月日】 平成 28 年 4 月 27 日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室

【目的】 子供を公立又は私立の学校に通学させている保護者が、子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費並びに世帯の年間収入の実態をとらえ、教育に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和 27 年以降実施しているもので、平成 5 年度までは「保護者が支出した教育費調査」の名称で毎年実施していたが、平成 6 年度から名称を「子どもの学習費調査」とし、調査周期を 2 年に変更している。

【調査の構成】 1 - 保護者調査票(第 1 回提出分) 2 - 保護者調査票(第 2 回提出分)  
3 - 保護者調査票(第 3 回提出分) 4 - 学校調査票 5 - 附帯調査票(高等学校のみ)

【公表】 ホームページ及び印刷物(調査実施翌年の 12 月)

#### 1 - 保護者調査票(第 1 回提出分)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)公立並びに私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校(全日制)の幼児、児童、生徒の保護者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)29,060/約 14,546,000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年の 4 月～ 6 月 (系統)文部科学省 - 都道府県知事 - 私立学校 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 公立学校 - 報告者

【周期・期間】 (周期)2 年 (提出期限)調査実施年の 9 月 15 日

【調査事項】 1. 学校教育費、2. 学校外活動費、

#### 2 - 保護者調査票(第 2 回提出分)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)公立並びに私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校(全日制)の幼児、児童、生徒の保護者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)29,060/約 14,546,000 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施年の 7 月～ 11 月 (系統)文部科学省 - 都道府県知事 - 私立学校 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 公立学校 - 報告者

【周期・期間】 (周期)2 年 (提出期限)調査実施翌年の 1 月 25 日

【調査事項】 1. 学校教育費、2. 学校外活動費、

#### 3 - 保護者調査票(第 3 回提出分)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)公立並びに私立の幼稚園、小学校、



中学校及び高等学校（全日制）の幼児、児童、生徒の保護者

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数/母集団数）29,060/約14,546,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年の12月～翌年3月（系統）文部科学省 - 都道府県知事 - 私立学校 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 公立学校 - 報告者

【周期・期間】（周期）2年（提出期限）調査実施翌年の5月15日

【調査事項】1. 学校教育費、2. 学校外活動費、3. 世帯の年間収入

#### 4 - 学校調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）公立並びに私立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（全日制）

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数/母集団数）1,440/46,510（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年の4月～翌年3月（系統）文部科学省 - 都道府県知事 - 報告者（私立学校）、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者（公立学校）

【周期・期間】（周期）2年（提出期限）調査実施翌年の5月15日

【調査事項】1. 学校納付金、2. 給食費、3. 寄附金

#### 【調査票名】 5 - 附帯調査票（高等学校のみ）

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）公立並びに私立の高等学校（全日制）の生徒の保護者

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数/母集団数）7,200/約3,213,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年の11月（系統）文部科学省 - 都道府県知事 - 私立学校 - 報告者、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 公立学校 - 報告者

【周期・期間】（周期）2年（提出期限）調査実施翌年の1月15日

【調査事項】1. 主たる生計維持者の最終卒業学校、2. 進路希望、3. 塾への通学頻度、4. 兄弟の数及び学齢、5. 学校外学習時間

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

【調査名】 広島県女性活躍推進企業実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 1 日

【実施機関】 広島県健康福祉局働く女性応援課

【目的】 県内企業における女性活躍に関する実態を明らかにし、効果的な施策を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 広島県女性活躍推進企業実態調査 調査票

#### 1 - 広島県女性活躍推進企業実態調査 調査票

【調査対象】 (地域) 広島県全域 (単位) 事業所 (属性) 事業所母集団データベース「平成 26 年次フレーム」において、常用労働者数 4 人以上の民営の本所(単独事業所を含む)事業所 (抽出枠) 事業所母集団データベース「平成 26 年次フレーム」対象企業等名簿

【調査方法】 (選定) 全数及び無作為抽出 (客体数) 約 7,000 (従業員 100 人以上の企業は全数調査(母集団約 1,300 事業所) 100 人未満の企業は抽出調査(母集団約 5,700 事業所)) (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン・FAX (記入) 自計 (把握時) 平成 28 年 4 月 1 日 (系統) 県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間等】 (周期) 1 回限り (実施期間) 平成 28 年 5 月中旬～6 月中旬

【調査事項】 1 . 企業等の基本情報、2 . 女性の採用・就業継続状況、3 . 女性の配置・昇進状況、4 . 女性活躍の取組み、5 . 行政への要望など

【調査名】 群馬県北部地域「人の動き」実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 1 1 日

【実施機関】 群馬県県土整備部都市計画課

【目的】 群馬県北部地域における交通体系の整備や交通施設の検討を行うに当たり、交通目的や利用交通手段、移動の起終点の位置など、交通主体である人の移動実態を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - パーソントリップ調査 世帯票 2 - パーソントリップ調査 個人票 3 - パーソントリップ調査 交通・生活に関するアンケート票

#### 1 - パーソントリップ調査 世帯票

【調査対象】 (地域)沼田市、上野村、神流町、南牧村、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町 (単位)世帯 (属性)調査対象地域内の全世帯 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)10,000/60,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)5月下旬のうち無作為に指定する1日 (系統)群馬県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間等】 (周期)1回限り (実施期間)6月上旬

【調査事項】 1.個人属性、2.自動車保有状況

#### 2 - パーソントリップ調査 個人票

【調査対象】 (地域)沼田市、上野村、神流町、南牧村、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町 (単位)世帯 (属性)調査対象地域内の全世帯 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)10,000/60,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)5月下旬のうち無作為に指定する1日 (系統)群馬県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間等】 (周期)1回限り (実施期間)6月上旬

【調査事項】 1.調査指定日の交通行動(発着地・発着時間・移動目的・交通手段・自動車利用状況)

#### 3 - パーソントリップ調査 交通・生活に関するアンケート票

【調査対象】 (地域)沼田市、上野村、神流町、南牧村、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町 (単位)世帯 (属性)調査対象地域内の全世帯 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)10,000/60,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)5月下旬のうち無作為に指定

する1日（系統）群馬県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間等】（周期）1回限り（実施期間）6月上旬

【調査事項】 1．調査指定日以外の主な交通行動（移動目的別訪問先・交通手段） 2．  
公共交通利用状況、 3．居住意向

【調査名】 中小企業等労働条件実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 13 日

【実施機関】 青森県商工労働部労政・能力開発課

【目的】 県内の民間中小企業等の労働条件実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成 27 年中小企業等労働条件実態調査票

1 - 平成 27 年中小企業等労働条件実態調査票

【調査対象】 (地域) 青森県全域 (単位) 事業所 (属性) 県内に所在する民営事業所 (抽出枠) 経済センサス

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数 / 母集団数) 1,000 / 約 60,000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年 12 月末日現在 (一部の項目については、基準日前 1 年間の実績) (系統) 青森県 - 報告者

【周期・期間等】 (周期) 1 年 (実施期間) 1 月 1 日 ~ 1 月 20 日

【調査事項】 1 . 事業所の現状 (事業内容、労働者数、非正規労働者を正規労働者に転換する制度の有無、正規労働者への今後の登用方針、労働組合の有無、多様な働き方) 2 . 労働時間 (変形労働時間制の採用状況) 3 . 一時金支給状況、4 . 休暇制度 (週休制の形態、年間休日日数、年次有給休暇及びその他の有給休暇制度) 5 . 育児休業制度 (就業規則の定めの有無、利用実績及び利用期間、職場復帰人数、その他の育児関連制度及び対象期間) 6 . 子ども看護休暇制度 (就業規則の定めの有無、利用可能日数、利用実績) 7 . 介護休業制度 (就業規則の定めの有無、利用実績、その他の介護関連制度) 8 . 介護休暇制度 (就業規則の定めの有無、利用可能日数、利用実績) 9 . 育児・介護休業者の代替要員について、10 . 病気休職・病気休業制度 (就業規則の定めの有無、利用実績)

【調査名】 市内企業実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 15 日

【実施機関】 大阪市経済戦略局企画部企画課

【目的】 企業を取り巻く厳しい経済状況を踏まえ、市内企業の経営実態や課題・ニーズ等を把握することで、現状の局施策の検証や施策課題の抽出・検討を行い、今後の局施策を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 大阪市「市内企業実態調査」 調査票

#### 1 - 大阪市「市内企業実態調査」 調査票

【調査対象】 (地域)大阪市全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する民営事業所(支所・支社・支店を除く。)  
「建設業」,  
「製造業」,  
「情報通信業(通信業及び放送業を除く。)」,  
「運輸業,郵便業」(鉄道業、水運業、航空運輸業及び郵便業(信書便事業を含む)を除く。)  
「卸売業,小売業」,  
「不動産業,物品賃貸業」,  
「学術研究,専門・技術サービス業」(学術・開発研究機関を除く。)  
「宿泊業,飲食サービス業」,  
「生活関連サービス業,娯楽業」,  
「教育,学習支援業」(学校教育を除く。)  
「医療,福祉」(保健衛生を除く。)  
「サービス業(他に分類されないもの)」(政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業を除く。)  
(抽出枠)平成 26 年経済センサス - 基礎調査の結果から作成した事業所リスト

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)10,000/約 140,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成 28 年 5 月 1 日 (系統)大阪市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間等】 (周期)1 回限り (実施期間)平成 28 年 5 月 13 日～ 6 月 10 日

【調査事項】 1.企業概要について、2.主な顧客・販売市場や実績について、3.経営上の課題等について、4.現在、並びに今後の事業展開に向けた取組について、5.大阪市の中小企業施策について

【調査名】 職種別民間給与実態調査付帯調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 22 日

【実施機関】 長野県人事委員会事務局

【目的】 地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は社会一般の情勢に適応するように  
随時適当な措置を講じなければならないとする地方公務員法第 14 条の規定の趣  
旨に基づき、職種別民間給与実態調査で調査項目とされていない事項について把  
握することを目的とし、同調査の付帯調査として実施するもの。

【調査の構成】 1 - 職種別民間給与実態調査付帯調査 調査票

1 - 職種別民間給与実態調査付帯調査 調査票

【調査対象】 (地域)長野県全域 (単位)事業所 (属性)平成 28 年 4 月分の最終  
給与締切日現在において、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上  
の事業所のうち、政府機関及びその関係機関、地方公共団体及びその関係  
機関、大使館・領事館及び国際連合等の関係機関並びに企業組合等を除いた  
事業所であって、以下の日本標準産業分類の全ての大分類に該当するもの。  
「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、  
「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売  
業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専  
門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、  
娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サー  
ビス業」(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)(抽出枠)  
職種別民間給与実態調査の調査対象事業所のうち、長野県内に所在する事業  
所

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)178/901 (配布)職員 (取  
集)職員 (記入)他計 (把握時)4 月分の最終給与締切日現在 (系統)  
長野県人事委員会 - 報告者

【周期・期間等】 (周期)1 回限り (実施期間)平成 28 年 5 月 1 日～6 月 17 日

【調査事項】 1. 海外に勤務する従業員の給与等の状況、2. フレックスタイム制の導  
入状況

【調査名】 成人期口腔ケア推進事業調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 25 日

【実施機関】 愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課

【目的】 高齢期における良好な歯科口腔状態の保持に向けた対策推進のため、成人期の歯科口腔状況等について実態調査を行い、働く世代の歯科口腔保健の向上のための啓発に活用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - お口の健康に関するアンケート 2 - 歯科健康診査票

#### 1 - お口の健康に関するアンケート

【調査対象】 (地域)愛知県全域 (単位)個人 (属性)全国健康保険協会愛知支部加入事業所の従業員及び被扶養者 (抽出枠)協会けんぽ愛知支部に加入する事業所名簿

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数/母集団数)9,600/約2,300,000 (配布)その他(歯科医師による検診及び調査) (収集)その他(歯科医師による検診及び調査) (記入)自計 (把握時)調査票記入日現在 (系統)愛知県 - 民間事業者(一般社団法人愛知県歯科医師会) - 報告者

【周期・期間等】 (周期)1回限り (実施期間)平成28年6月~平成29年1月

【調査事項】 口の健康に関する生活習慣及び意識

#### 2 - 歯科健康診査票

【調査対象】 (地域)愛知県全域 (単位)個人 (属性)全国健康保険協会愛知支部加入事業所の従業員及び被扶養者 (抽出枠)協会けんぽ愛知支部に加入する事業所名簿

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数/母集団数)9,600/約2,300,000 (配布)その他(歯科医師による検診及び調査) (収集)その他(歯科医師による検診及び調査) (記入)他計 (把握時)調査票記入日現在 (系統)愛知県 - 民間事業者(一般社団法人愛知県歯科医師会) - 報告者

【周期・期間等】 (周期)1回限り (実施期間)平成28年6月~平成29年1月

【調査事項】 1.う蝕、2.歯周病の状況、3.口腔機能等



【調査名】 子どもの育ちと保護者意識に関する調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 26 日

【実施機関】 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

【目的】 名古屋市における障害児早期療育にかかる指針作成の基礎資料の収集を目的とする。

【調査の構成】 1 - 名古屋市 子どもの育ちと保護者意識に関する調査 調査票

1 - 名古屋市 子どもの育ちと保護者意識に関する調査 調査票

【調査対象】 (地域)名古屋市全域 (単位)個人 (属性)平成 28 年度において小学校 2 年生の児童の保護者 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)10,000/18,900 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)子どもの出生から平成 28 年 6 月までの間 (系統)名古屋市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間等】 (周期)1 回限り (実施期間)平成 28 年 6 月 3 日～ 6 月 30 日

【調査事項】 1.子どもの現状について、2.就学前の子ども状況について など

( 2 ) 変更

【調査名】 ばい煙排出実態把握調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 13 日

【実施機関】 北九州市環境局環境監視部環境監視課

【目的】 冊子「北九州市の環境」の作成及び環境省実施の「大気汚染物質排出量総合調査」の回答をするに当たり、その基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成 28 年度ばい煙排出実態把握調査票

1 - 平成 28 年度ばい煙排出実態把握調査票

【調査対象】 (地域)北九州市内 (単位)工場・事業場 (属性)大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を有する工場・事業場 (抽出枠)大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設台帳

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)約 400 (配布)郵送 (取集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年 4 月 1 日～ 3 月 31 日 (系統)北九州市 - 報告者

【周期・期間等】 (周期)1 年 (実施期間)毎年 5 月上旬～ 7 月上旬

【調査事項】 1 . 稼働状況、 2 . 稼働実績、 3 . ばい煙排出量

【調査名】 中小企業景況調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 18 日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 中小企業景況調査 調査票

1 - 中小企業景況調査 調査票

【調査対象】 (地域) 愛知県全域 (単位) 企業 (属性) 製造業、卸・小売業、建設業、サービス業を営む中小企業 (抽出枠) 事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数/母集団数) 2,000 / 82,000 (配布) 郵送・FAX (収集) 郵送・FAX (記入) 自計 (把握時) 毎年 4 ~ 6 月期、7 ~ 9 月期、10 ~ 12 月期、1 ~ 3 月期 (系統) 愛知県 - 報告者

【周期・期間等】 (周期) 四半期 (実施期間) 4 ~ 6 月期: 実施開始日である 6 月 1 日に到達するよう 5 月末日の 3 日前頃、7 ~ 9 月期: 実施開始日である 9 月 1 日に到達するよう 8 月末日の 3 日前頃、10 ~ 12 月期: 実施開始日である 12 月 1 日に到達するよう 11 月末日の 3 日前頃、1 ~ 3 月期: 実施開始日である 3 月 1 日に到達するよう 2 月末日の 3 日前頃

【調査事項】 1. 業種、2. 従業員数、3. 当期の経営実績、4. 採算、5. 設備投資、6. 雇用人員、7. 金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、8. 行政が今後強化すべき支援策、9. 来期の見通し、10. 採算及び設備投資の計画

【調査名】 給与、勤務条件等に関する調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 18 日

【実施機関】 広島県人事委員会事務局公務員課

【目的】 地方公務員法の規定の趣旨に基づき、地方公務員の給与を民間の従業員の給与とと比較検討するため、職種別民間給与実態調査(人事院実施の一般統計調査)で調査事項とされていない事項について把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 給与、勤務条件等に関する調査(平成 28 年度)調査票

1 - 給与、勤務条件等に関する調査(平成 28 年度)調査票

【調査対象】 (地域)広島県全域 (単位)事業所 (属性)4月分の最終給与締切日現在において、企業規模が従業員 50 人以上かつ事業所規模が従業員 50 人以上の民間事業所であって、以下の日本標準産業分類の大分類に属するもの(「農業、林業」,「漁業」,「鉱業,採石業,砂利採取業」,「建設業」,「製造業」,「電気・ガス・熱供給・水道業」,「情報通信業」,「運輸業,郵便業」,「卸売業,小売業」,「金融業,保険業」,「不動産業,物品賃貸業」,「学術研究,専門・技術サービス業」,「宿泊業,飲食サービス業」,「生活関連サービス業,娯楽業」,「教育,学習支援業」,「医療,福祉」,「複合サービス事業」,「サービス業」(中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。)(抽出枠)職種別民間給与実態調査の母集団名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)241/1,219 (配布)職員調査 (収集)職員調査 (記入)他計 (把握時)調査実施年の4月分の最終給与締切日現在 (系統)広島県人事委員会又は広島市人事委員会 - 報告者

【周期・期間等】 (周期)1年 (実施期日)毎年5月1日～6月17日

【調査事項】 1.住宅手当の支給状況、2.通勤手当の支給状況

【調査名】 産業廃棄物経年変化実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 21 日

【実施機関】 東京都環境局資源循環推進部計画課

【目的】 毎年度東京都内産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の排出量、処理量等を調査・推計することにより、処理状況を把握し、東京都の産業廃棄物施策を検討する基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 産業廃棄物経年変化実態調査票 2 - 産業廃棄物実態調査票

#### 1 - 産業廃棄物経年変化実態調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く）（単位）事業所（属性）a：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 12 条第 10 項の規定に基づき「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を東京都知事に提出した者、b：同法律第 12 条の 2 第 11 項の規定に基づき「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を東京都知事に提出した者（以下この調査において、a 及び b を総じて「多量排出事業者」という。） 1 . 建設業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者を除く資本金規模別の上位約 700 事業所、2 . 製造業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者を除く従業者規模別の上位約 1,000 事業所、3 . 医療、福祉業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者を除く従業者規模別の上位約 200 事業所、4 . 建設業、製造業、医療、福祉業以外の多量排出事業者約 100 事業所（抽出枠）多量排出事業者は全数。多量排出事業者を除く前項の属性に該当する事業所においては、最新の事業者母集団データベースから無作為に抽出する。

【調査方法】（選定）全数・無作為抽出（客体数）約 2,500（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度 3 月 31 日現在（一部の項目については、調査実施年度の前年度 1 年間の実績）（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間等】（周期）1 年（産業廃棄物実態調査を実施する年は実施しない。）（提出期限）6 月末日

【調査事項】 1 . 回答者の従業員数、2 . 産業廃棄物の発生量、3 . 処理方法、4 . 最終処分方法等

#### 2 - 産業廃棄物実態調査票

【調査対象】（地域）東京都全域（島しょを除く）（単位）事業所（属性）1 . 建設業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者を除く資本金規模別の上位約 3,700 事業所、2 . 製造業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者を除く従業者規模別の上位約 9,000 事業所、3 .

医療、福祉業に属する事業所のうち、多量排出事業者及び多量排出事業者を除く従業者規模別の上位約 1,400 事業所、4 . 建設業、製造業、医療、福祉業以外の多量排出事業者及び多量排出事業者を除く従業者規模別の上位約 5,300 事業所（抽出枠）多量排出事業者は全数。多量排出事業者を除く前項の属性に該当する事業所においては、最新の事業者母集団データベースから無作為に抽出する。

【調査方法】（選定）全数・無作為抽出（客体数 / 母集団数）約 20,000 / 約 40,000  
（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度 3 月 31 日現在（一部の項目については、調査実施年度の前年度 1 年間の実績）（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期間等】（周期）5 年（提出期限）平成 31 年 6 月末日

【調査事項】 1 . 回答者の従業員数、2 . 産業廃棄物の発生量、3 . 処理方法、4 . 最終処分方法等

【調査名】 職種別民間給与実態調査附帯調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 22 日

【実施機関】 新潟県人事委員会事務局総務課、新潟市人事委員会事務局

【目的】 新潟県職員及び新潟市職員の諸手当について検討するため、人事院の一般統計調査である職種別民間給与実態調査の調査項目の附帯的事項として、民間事業所の諸手当の支給状況を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成 28 年職種別民間給与実態調査附帯調査 附帯調査票

1 - 平成 28 年職種別民間給与実態調査附帯調査 附帯調査票

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)事業所 (属性)4月分の最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50以上の事業所で次の産業に属するもの(ただし、次の経営形態のものを除く。1.政府機関及びその関係機関、2.地方公共団体及びその関係機関、3.大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、4.企業組合等) 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業,林業」,「漁業」,「鉱業,採石業,砂利採取業」,「建設業」,「製造業」,「電気・ガス・熱供給・水道業」,「情報通信業」,「運輸業,郵便業」,「卸売業,小売業」,「金融業,保険業」,「不動産業,物品賃貸業」,「学術研究,専門・技術サービス業」,「宿泊業,飲食サービス業」,「生活関連サービス業,娯楽業」,「教育,学習支援業」,「医療,福祉」,「複合サービス事業」,「サービス業」(中分類の「宗教及び外国公務」に分類されるものを除く。)(抽出枠)職種別民間給与実態調査管理名簿(新潟県、新潟市)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)208/1,108 (配布)その他(職員) (取集)その他(職員) (記入)他計 (把握時)4月分の最終給与締切日現在(4月遡及改定を含む。)(系統)(新潟市以外)新潟県人事委員会 - 報告者、(新潟市)新潟市人事委員会 - 報告者

【周期・期間等】 (周期)1年 (実施期間)毎年5月1日~6月17日

【調査事項】 1.自家用車利用者に対する通勤手当の支給制度等、2.高速道路・新幹線等利用者に対する通勤手当の支給制度等

【調査名】 職種別民間給与実態調査附帯調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 22 日

【実施機関】 岐阜県人事委員会事務局 職員課

【目的】 適正な岐阜県職員の給与等について検討を行うための資料として、職種別民間給与実態調査(人事院実施の一般統計調査)において調査事項とされていない事項について把握することを目的とし、同調査の附帯調査として実施するもの。

【調査の構成】 1 - 職種別民間給与実態調査附帯調査 調査票

#### 1 - 職種別民間給与実態調査附帯調査 調査票

【調査対象】 (地域)岐阜県全域 (単位)事業所 (属性)4月分の最終給与締切日現在において、次の1及び2に掲げる条件をいずれも満たす事業 1.企業規模が従業員50人以上であり、かつ事業所規模が従業員50以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。政府機関及びその関係機関、地方公共団体及びその関係機関、大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、企業組合等、2.日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱提供・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業」(中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。) (抽出枠)職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)119/789 (配布)職員 (収集)職員 (記入)他計 (把握時)4月分の最終給与締切日現在 (系統)岐阜県人事委員会 - 報告者

【周期・期間等】 (周期)不定期 (実施期間)平成 28 年 5 月 1 日～6 月 17 日

【調査事項】 1.フレックスタイムの導入状況、2.テレワークの導入状況、3.時間外勤務縮減の取組み、4.通勤手当の支給



【調査名】 県民歯科疾患実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 25 日

【実施機関】 鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

【目的】 鳥取県民の歯科保健の状態を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とするとともに、平成 25 年に設定した歯科保健目標（健康づくり文化創造プラン）の最終評価をすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 県民歯科疾患実態調査票 2 - 県民歯科疾患実態調査アンケート調査票

#### 1 - 県民歯科疾患実態調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）個人 （属性）鳥取県内に住む 20 歳（一部 18 歳及び 19 歳を含む。）以上の者で、県内市町村の特定健康診査受診者、健康教室参加者又は事業所健康診査受診者（抽出枠）県内市町村が実施する特定健康診査・健康教室実施計画表又は事業所保険者が実施する健康診査実施計画表

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数 / 母集団数）2,500 / 215,814（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）調査票記入日現在（系統）鳥取県 - 民間事業者 - 調査員 - 報告者

【周期・期間等】（周期）おおむね 5 年（実施期間）平成 28 年 6 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

【調査事項】 1 . 現在歯・むし歯の状況、2 . 喪失歯及びその補綴状況、3 . 歯肉、4 . 歯石の沈着状況

#### 2 - 県民歯科疾患実態調査アンケート調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）個人 （属性）鳥取県内に住む 20 歳（一部 18 歳及び 19 歳を含む。）以上の者で、県内市町村の特定健康診査受診者、健康教室参加者又は事業所健康診査受診者（抽出枠）県内市町村が実施する特定健康診査・健康教室実施計画表又は事業所保険者が実施する健康診査実施計画表

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数 / 母集団数）2,500 / 215,814（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）鳥取県 - 民間事業者 - 調査員 - 報告者

【周期・期間等】（周期）おおむね 5 年（実施期間）平成 28 年 6 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

【調査事項】 1 . 歯みがき回数・時間等の状況、2 . 歯の健康のために普段から気を付けていること、3 . 全身の状態等

【調査名】 佐賀県労働条件等実態調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 25 日

【実施機関】 佐賀県産業労働部産業人材課

【目的】 佐賀県内の民間企業に雇用されている労働者の労働時間、その他の労働条件に関する基本的事項を調査し、その実態を明らかにして佐賀県内事業所の労働環境の整備を図るための施策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成 28 年度佐賀県労働条件等実態調査票

#### 1 - 平成 28 年度佐賀県労働条件等実態調査票

【調査対象】 (地域)佐賀県全域 (単位)事業所 (属性)「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する従業者規模(常用雇用)が 30 人以上の民間事業所 (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)350/1,600 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年 8 月 31 日現在 (系統)佐賀県 - 報告者

【周期・期間等】 (周期)1 年 (実施期間)毎年 8 月末～ 9 月 14 日

【調査事項】 1 . 事業所の概要、 2 . 労働時間制度、 3 . 育児・介護休業等制度、 4 . その他

【調査名】 職種別民間給与実態調査附帯調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 25 日

【実施機関】 大阪市人事委員会（行政委員会事務局任用調査部調査課）

【目的】 大阪市職員基本条例第 24 条において「職員の給与は、情勢適応の原則に基づき、民間の同一の職種または相当する職種の給与の水準を参考にする」こととしていることから、技能労務職に相当する職種について民間給与等を把握するため、職種別民間給与実態調査の附帯調査として、大阪市長から委任を受けた大阪市人事委員会が実施するもの。

【調査の構成】 1 - 平成 28 年職種別民間給与実態調査 附帯調査票

1 - 平成 28 年職種別民間給与実態調査 附帯調査票

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）事業所 （属性）毎年 4 月分の最終給与締切日現在において、次の 1 及び 2 に掲げる条件をいずれも満たす事業所 1 . 企業規模が従業員 50 人以上であり、かつ、事業所規模が従業員 50 人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。（1）政府機関及びその関係機関、（2）地方公共団体及びその関係機関、（3）大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、（4）企業組合等、2 . 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」（中分類の郵便局に分類されるものを除く。）」「サービス業」（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）（抽出枠）職種別民間給与実態調査の母集団名簿（大阪地域）

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数 / 母集団数）150 / 2,700（配布）その他（職員）（収集）その他（職員）（記入）他計（把握時）調査実施年の 4 月分の最終給与締切日現在（系統）大阪市行政委員会事務局 - 報告者

【周期・期間等】（周期）不定期（実施期間）平成 28 年 5 月 1 日～ 6 月 17 日

【調査事項】 1 . 事業所単位で行う調査事項（1）雇用形態の状況 ア . 調査対象職種の有無、そのうち常勤の従業員の有無、イ . 調査対象職種の従業員全体に対する常勤の従業員の割合（正規雇用比率）（2）勤務時間の状況 ア . 所定勤務時間、イ . 勤務時間帯（始業・終業時刻、休憩時間）（3）昇給制度の状況 ア . 定期昇給制度の有無、イ . 所定内給与カーブの状況、（4）兼業の状況 ア . 所定勤務時間外における兼業の認否  
2 . 従業員別に行う調査 4 月分所定内給与月額（1）従業員の属性（職種、

役職、年齢、勤続年数 ) ( 2 ) 4月分のきまって支給する給与総額とそのうち  
の時間外手当額、通勤手当額

【調査名】 大阪府景気観測調査

【受理年月日】 平成 28 年 4 月 27 日

【実施機関】 大阪府商工労働部商工労働総務課

【目的】 四半期ごとの大阪府内民営事業所の景気動向を広く府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策立案の基礎資料にするために調査を行う。

【調査の構成】 1 - 大阪府景気観測調査 調査票

#### 1 - 大阪府景気観測調査 調査票

【調査対象】 (地域)大阪府全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」,「製造業」,「情報通信業」,「運輸業,郵便業」,「卸売,小売業」,「不動産業,物品賃貸業」,「宿泊業,飲食サービス業」及び中分類「専門サービス業(他に分類されないもの)」,「広告業」,「技術サービス業(他に分類されないもの)」,「洗濯・理容・美容・浴場業」,「その他の生活関連サービス業」,「娯楽業」,「廃棄物処理業」,「自動車整備業」,「機械等修理業(別掲を除く)」,「職業紹介・労働者派遣業」,「その他の事業サービス業」に属し、単独及び本所・本社・本店の民営事業所 (抽出枠)事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数/母集団数)6,500/267,265 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施四半期の実績見込み (一部、次の四半期の予定) (系統)大阪府 - 報告者

【周期・期間等】 (周期)四半期(平成 28 年 5 月調査以降) (提出期限)5 月、8 月、11 月、2 月のそれぞれ翌月中旬

【調査事項】 1. 每期共通するもの (1)事業所概要(業種、業態、従業員規模) (2)今期の業況判断(前期比、前年同期比) (3)来期の業況判断(見込み) (4)出荷・売上高、(5)製・商品、サービス、請負等の単価、(6)原材料、部品等の価格、(7)営業利益水準、営業利益判断、(8)雇用状況、(9)来期の雇用予定人員、(10)資金繰り、(11)設備投資

2. 各期で個別に調査する項目 (1)4 - 6 月期 ア. 営業利益について(27 年度実績) イ. 賃金の引上げについて、(2)7 - 9 月期 ア. 受注の増減と地域の関係について、(3)10 - 12 月期 ア. 設備投資の主な目的、(4)1 - 3 月期 ア. 28 年度の採用実績(27 年度と比較)と 29 年度の採用予定(28 年度と比較) イ. 新卒者の採用選考の開始月について